

騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定

高槻市告示第632号

平成22年12月13日

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定により、騒音に係る環境基準（平成10年環境庁告示第64号）の地域の類型を当てはめる地域を次のとおり指定し、平成23年1月1日から実施する。

地域の類型	基準値		該当地域
	昼間 (午前6時から 午後10時まで)	夜間 (午後10時から 翌日の午前6時まで)	
A	55デシベル 以下	45デシベル 以下	都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	55デシベル 以下	45デシベル 以下	法第8条第1項第1号に掲げる第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び用途地域の指定のない地域
C	60デシベル 以下	50デシベル 以下	法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

ただし、道路に面する地域については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間 (午前6時から 午後10時まで)	夜間 (午後10時から 翌日の午前6時まで)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間(午前 6 時から午後 10 時まで)	夜間(午後 10 時から翌日の午前 6 時まで)
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあつては 45 デシベル以下、夜間にあつては 40 デシベル以下)によることができる。	

注

- (1) 「幹線交通を担う道路」とは、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、府道及び市道(市道にあつては、4 車線以上の区間に限る。)をいうものとする。
- (2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
 - ① 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル
 - ② 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル